

吹田市開発事業の手續等に関する条例及び同施行規則の一部改正の骨子案

1 目的

本条例及び本規則は、良好な都市環境の保全及び形成を図るため、本市区域内で実施される開発事業に関する必要な手續並びに公共施設及び公益的施設の整備に関する基準その他必要な事項を規定していますが、開発事業に関する意識や環境の変化を踏まえ、その都度必要な改正を行っています。

今回、道路に関する開發行爲について以下のとおり必要な改正を行うものです。

また、文言の明確化及び用語の整理等の規定整備を行います。

2 改正内容

(1) 私道の変更又は廃止行爲を中規模等開発事業として位置付けます。

条例に定める事前協議手續が必要な中規模等開発事業に、私道の変更又は廃止に係る行爲を加えます。【条例において改正する事項】

(2) 道路整備時における道路境界線に関連する基準を定めます。

条例第30条第3項の道路の整備等に係る基準として、建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされている道に面する敷地に建築物を建築する場合は、同項の規定により境界線とみなされる位置を側溝等の構造物等により明確に示さなければならないことを追加します。

【規則において改正する事項】

3 施行予定年月日

令和5年（2023年）4月1日